

# 第146回 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時

## 場所

京都市下京区中堂寺粟田町93  
京都リサーチパーク  
西地区4号館2階 ルーム1



—— 未来を預かる、未来を運ぶ ——  
株式会社 **中央倉庫**

(証券コード 9319)

## 株主の皆様へ

本株主総会につきましては、株主総会当日のご出席のほか、インターネット等の電磁的方法または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、株主総会参考書類をご検討のうえ、事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

事業報告等の株主総会資料は、電子提供制度の施行に伴い、インターネット上の当社ウェブサイト等で提供しております。

なお、基準日（2026年3月31日）までに書面交付請求をいただいた株主様には、法令および当社定款の規定に基づき省略された情報を除く株主総会資料が紙媒体で提供されます。

## 議案

- |       |  |
|-------|--|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件  |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件   |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件                           |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役5名選任の件                                    |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件                       |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件                                |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

(証券コード 9319)  
(発信日) 2026年6月3日  
(電子提供措置の開始日) 2026年5月29日

株 主 各 位

京都市下京区朱雀内畑町41番地  
**株式会社 中央倉庫**  
代表取締役社長執行役員 谷 奥 秀 実

## 第146回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第146回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第146回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.chuosoko.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、以下の株主総会資料掲載ウェブサイトおよび東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にてご確認ください場合は、当該ウェブサイトへアクセスして、銘柄名「中央倉庫」または証券コード「9319」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/9319/teiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）  
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日のご出席に代えて、インターネット等の電磁的方法または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区中堂寺栗田町93  
京都リサーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1  
※ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照願います。

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- (1) 第146期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第146期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

### 4. その他議決権行使に関する事項

株主総会当日の代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案について賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

①事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要」、②連結計算書類のうち「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、③計算書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト等の電子提供措置をとったウェブサイト全てに、修正した旨ならびに修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会後に「経営説明会」の開催を予定しております。当社の今後の取組みやトピックスを採り上げてご説明させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
ください。

日 時

2026年6月24日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)



### 書面(郵送)で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否  
をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月23日(火曜日)  
午後5時00分到着分まで



### インターネット等で議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否  
をご入力ください。

行使期限

2026年6月23日(火曜日)  
午後5時00分入力完了分まで

インターネット等および書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### <事前質問受付のご案内>

本定時株主総会に先立ち、株主様から事前にご質問を「スマートSR」サイトにてお受けいたします。

**【受付期間 2026年6月3日(水)午前9時から2026年6月17日(水)午後5時まで】**

#### 【受付方法】

- スマートフォン等での入力する場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取り、「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」から、画面の案内に従ってご入力ください。
- PC等での入力する場合は、<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA> のURLより議決権行使書用紙右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」から、画面の案内に従ってご入力ください。

※ご質問は本株主総会の報告事項および決議事項に関する内容に限らせていただきます。ご質問は、株主様一人につき3問までとし、入力文字数は1問につき200文字までとさせていただきます。

※事前に頂戴したご質問のうち、多くの株主様のご関心が高いと思われる質問につきましては、本定時株主総会当日に会場にて回答させていただく予定です。すべてのご質問に対して回答するものではありません。

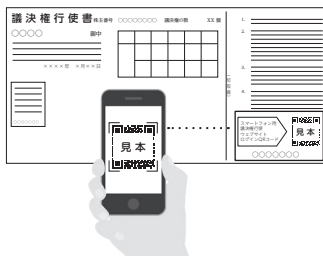
また、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

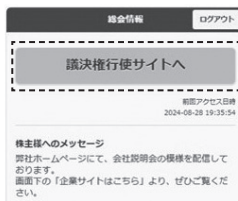
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。  
※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「議決権行使サイトへ」をタップ

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

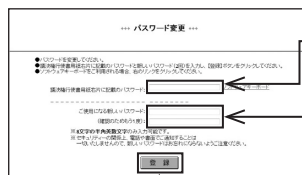
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00～21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

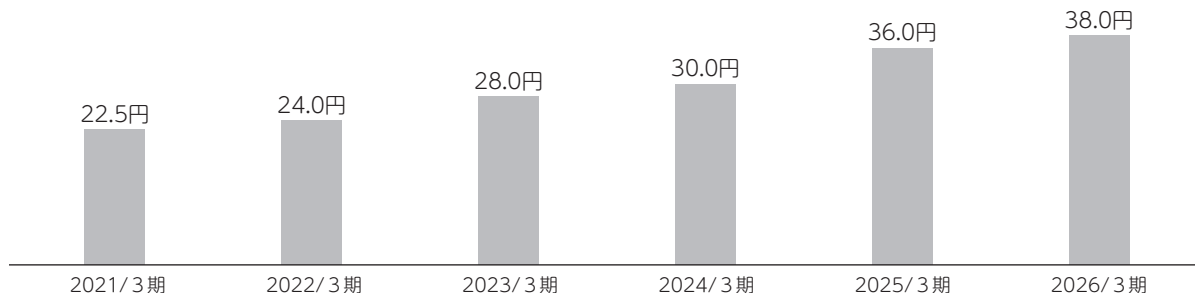
### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう時機を捉えた的確な資本政策を遂行するとともに、配当政策につきましては、事業の性格を踏まえ適切な財務体質を維持しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としております。この方針のもと、第8次中期経営計画期間中（2026年3月期～2028年3月期）におきましては、安定した株主還元継続の観点から、当期及び今後の連結業績、財務面での健全性等を踏まえたうえで、前年度の配当額を維持または増配する累進配当を実施してまいります。したがって、当期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき22円といたしたいと存じます。なお、中間配当金として16円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき38円となり、前期実績に比べ2円の増配となります。また、当期の配当性向は33.5%（連結ベース）となります。

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金22円　総額394,124,324円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月25日

#### 1 株当たりの年間配当金額推移



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、監査等委員である取締役が取締役会での議決権を付与することで、社外取締役の多様な知見・経験に基づく監査・監督機能の強化を図り、企業価値向上に向けた議論をさらに活性化させるとともに、執行への権限移譲により意思決定の迅速化を図ること、ならびに監査等委員会と内部監査部門との指示・連携体制の強化により監査の実効性を高めることなどを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、当社定款につきまして、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役への権限委任に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更をおこなうものであります。
- (2) また、当社の会社名の英文表示を定めるとともに、上記変更に伴う条数等の変更、一部字句の整理や変更等所要の変更をおこなうものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更の効力は、本定時株主総会の終結の時をもって生じることといたしたいと存じます。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                                                       | 変 更 案                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則<br>(商号)<br>第1条 当社は株式会社中央倉庫と称する。<br><br>第2条～第4条 (条文省略) | 第1章 総 則<br>(商号)<br>第1条 当社は株式会社中央倉庫と称し、 <u>英文ではChuo Warehouse Co.,Ltd.と表示する。</u><br><br>第2条～第4条 (現行どおり) |
| 第2章 株 式<br>第5条～第12条 (条文省略)                                    | 第2章 株 式<br>第5条～第12条 (現行どおり)                                                                            |
| 第3章 株主総会<br>第13条～第17条 (条文省略)                                  | 第3章 株主総会<br>第13条～第17条 (現行どおり)                                                                          |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>6</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2～3. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、6名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2～3. (現行どおり)</p> <p><u>4. 監査等委員である取締役の補欠の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (条文省略)<br/>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (条文省略)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> | <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)<br/>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条 (現行どおり)<br/>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、<u>取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、<u>当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第30条 （条文省略）</p> <p>第5章 監査役および監査役会<br/> <u>（監査役および監査役会の設置）</u></p> <p>第31条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p><u>（員数）</u></p> <p>第32条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>（選任方法）</u></p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>（任期）</u></p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>(報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 （現行どおり）</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u><br/> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                | 変 更 案 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(常勤の監査役)</u><br/> 第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>                                                                                             | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u><br/> 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/> 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u><br/> 第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>                                                                           | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の議事録)</u><br/> 第38条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>                                         | (削除)  |
| <p><u>(監査役会規則)</u><br/> 第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>                                                                         | (削除)  |
| <p><u>(報酬等)</u><br/> 第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                                 | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(削除)</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p>第32条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>                                                                                                         | <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> |
| <p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第46条 (条文省略)</p>                 | <p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                                                                                |
| <p>第7章 計 算</p> <p>第47条～第49条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第50条 <u>剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> | <p>第7章 計 算</p> <p>第43条～第45条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第46条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>                                                                                                                                                                                  |

| 現 行 定 款                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第8章 当社株式の大量取得行為に関する対応策<br/>第51条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第8章 当社株式の大量取得行為に関する対応策<br/>第47条 (現行どおり)</p> <p>附則<br/>(監査役であった者の責任免除)</p> <p>第1条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役であった者の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役 木村正和、谷奥秀実、田口忠夫、吉田宏二、吉松裕子、村本真甲夫の6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

#### 【取締役候補者の選任にあたっての方針と手続】

取締役候補者の選任は、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性やスキル等を踏まえ、事業・業務に係る豊富な経験に基づく実践的な視点を持ち、また社会・経済動向等に関する高い見識を有する者であるとともに、誠実性、倫理性、透明性、公正性等の資質を有していること、さらに判断力、決断力、達成志向力、自己統制力等の能力に優れた者であることを選任基準としております。なお、社外取締役候補者の選任については、上記に加えて実績のある会社経営者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者であることを選任基準としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任は、代表取締役が選任案を指名・報酬・ガバナンス委員会に提議し審議され、その結果を尊重して代表取締役が取締役会に提議し、取締役会において審議され決定されます。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）は次のとおりであります。

|   |                      |             |           |
|---|----------------------|-------------|-----------|
| 1 | 木村正和<br>(1957年2月3日生) | 所有する当社の株式の数 | 37,004 株  |
|   |                      | 取締役会への出席状況  | 15 / 15 回 |
|   |                      | 在任年数        | 16 年      |
|   |                      |             | 再任        |

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                      |          |                 |
|----------|----------------------|----------|-----------------|
| 1980年 4月 | 株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）入社 | 2011年 6月 | 当社取締役営業統括本部副本部長 |
|          |                      | 2013年 6月 | 当社常務取締役営業統括本部長  |
| 2006年 9月 | 同社信濃橋支社長             | 2017年 6月 | 当社代表取締役社長       |
| 2010年 5月 | 当社入社                 | 2020年 6月 | 当社代表取締役社長執行役員   |
| 2010年 6月 | 当社取締役                | 2024年 6月 | 当社代表取締役会長（現在）   |

#### 取締役候補者とした理由

取締役会長として経営全般の重要事項の決定と業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と実績に基づき、引き続き取締役会長として当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への役割を期待し取締役候補者としております。

2

谷 奥 秀 実 (1961年3月24日生)

所有する当社の株式の数 22,004 株  
 取締役会への出席状況 15 / 15 回  
 在任年数 11 年

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                       |          |                      |
|----------|-----------------------|----------|----------------------|
| 1983年 4月 | 当社入社                  | 2020年 6月 | 当社取締役常務執行役員営業統括本部長   |
| 2014年 4月 | 当社営業統括本部営業企画部長        | 2021年 4月 | 当社取締役常務執行役員          |
| 2014年11月 | 当社経営企画室長              | 2021年 6月 | 当社取締役常務執行役員企画管理本部長   |
| 2015年 6月 | 当社取締役                 | 2022年 6月 | 当社代表取締役専務執行役員企画管理本部長 |
| 2016年 4月 | 当社取締役営業統括本部副本部長兼京都支店長 | 2024年 6月 | 当社代表取締役社長執行役員（現在）    |
| 2017年 6月 | 当社常務取締役営業統括本部長        |          |                      |

## 取締役候補者とした理由

取締役社長執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、その豊富な経験と実績に基づき、引き続き取締役社長執行役員として当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への役割を期待し取締役候補者としております。

3

田 口 忠 夫 (1958年2月7日生)

所有する当社の株式の数 16,102 株  
 取締役会への出席状況 15 / 15 回  
 在任年数 8 年

再任

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |              |          |                        |
|----------|--------------|----------|------------------------|
| 1980年 4月 | 当社入社         | 2020年 6月 | 当社上席執行役員営業統括本部営業部長     |
| 2007年 7月 | 当社東京支店長      | 2021年 4月 | 当社常務執行役員営業統括本部長        |
| 2013年 2月 | 当社滋賀支店長      | 2021年 6月 | 当社取締役常務執行役員営業統括本部長（現在） |
| 2017年 4月 | 当社営業統括本部営業部長 |          |                        |
| 2017年 6月 | 当社取締役        |          |                        |

〔重要な兼職の状況〕 株式会社テスパック 代表取締役社長

## 取締役候補者とした理由

取締役常務執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、営業統括部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き営業統括本部長として営業基盤の拡大や品質向上に向けた施策の推進および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。

4

よし だ こう じ  
吉 田 宏 二 (1970年5月20日生)

所有する当社の株式の数 10,435 株  
取締役会への出席状況 15 / 15 回  
在任年数 3 年

再任

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                   |          |                                       |
|----------|-------------------|----------|---------------------------------------|
| 1993年 4月 | 当社入社              | 2023年 4月 | 当社上席執行役員企画管理本部副本部長<br>兼総務部長兼経営企画室長    |
| 2012年 4月 | 当社総務課長            | 2023年 6月 | 当社取締役上席執行役員企画管理本部副<br>本部長兼総務部長兼経営企画室長 |
| 2014年 8月 | 当社経理課長            | 2024年 6月 | 当社取締役上席執行役員企画管理本部長<br>(現在)            |
| 2018年 7月 | 当社管理部長            |          |                                       |
| 2020年 4月 | 当社執行役員総務部長兼経営企画室長 |          |                                       |

#### 取締役候補者とした理由

取締役上席執行役員として経営の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしており、企画管理部門における豊富な経験と実績に基づき、引き続き企画管理本部長として中期経営計画の推進や企画管理部門の強化および経営全般に係る事項等の役割を期待し取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

|   |                                              |             |          |
|---|----------------------------------------------|-------------|----------|
| 1 | さわ<br>澤 だ<br>田 ひろ<br>広 すけ<br>輔 (1968年9月24日生) | 所有する当社の株式の数 | 1,293 株  |
|   |                                              | 取締役会への出席状況  | 9 / 10 回 |
|   |                                              | 監査役会への出席状況  | 9 / 10 回 |
|   |                                              | 在任年数        | 1 年      |

|    |
|----|
| 新任 |
|----|

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                          |          |               |
|----------|--------------------------|----------|---------------|
| 1991年 4月 | 株式会社三和銀行（現三菱UFJ銀行）<br>入社 | 2022年 4月 | 当社大阪支店長兼岡山支店長 |
| 2018年 4月 | 同社淡路支店長                  | 2023年 7月 | 当社人事部長        |
| 2021年 5月 | 当社入社                     | 2025年 6月 | 当社監査役（常勤）（現在） |

#### 監査等委員である取締役候補者とした理由

経歴を通じて培った豊富な経験と実績を有しておられ、また、当社の常勤監査役としての監査業務を通じた経験と見識を有しておられることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

2

よし まつ ゆう こ  
吉 松 裕 子 (1972年5月10日生)

|             |           |
|-------------|-----------|
| 所有する当社の株式の数 | 5,100 株   |
| 取締役会への出席状況  | 15 / 15 回 |
| 在任年数        | 11 年      |

|    |
|----|
| 新任 |
| 社外 |
| 独立 |

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                  |          |              |
|----------|------------------|----------|--------------|
| 2008年12月 | 弁護士登録            | 2015年 6月 | 当社社外監査役      |
| 2008年12月 | えびす法律事務所入所       | 2022年 6月 | 当社社外取締役 (現在) |
| 2011年 4月 | 京都成蹊法律事務所入所 (現在) |          |              |

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

企業法務の専門家として高い見識と豊富な経験を有しておられることから、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏が監査等委員である取締役としても取締役の職務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

3

ひと み ひろ し  
人 見 浩 司 (1960年11月27日生)

|             |           |
|-------------|-----------|
| 所有する当社の株式の数 | 300 株     |
| 取締役会への出席状況  | 15 / 15 回 |
| 監査役会への出席状況  | 13 / 13 回 |
| 在任年数        | 4 年       |

|    |
|----|
| 新任 |
| 社外 |
| 独立 |

## 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                    |          |                         |
|----------|--------------------|----------|-------------------------|
| 1985年 4月 | 株式会社京都銀行入社         | 2016年 6月 | 同社常務取締役                 |
| 2003年 6月 | 同社修学院支店長           | 2017年 6月 | 同社専務取締役                 |
| 2005年 5月 | 同社大阪中央支店長          | 2020年 6月 | 同社代表取締役・専務取締役           |
| 2009年 6月 | 同社本店営業部第一部長        | 2021年 6月 | 京友商事株式会社代表取締役会長<br>(現在) |
| 2012年 6月 | 同社取締役 (総合企画部長委嘱)   |          |                         |
| 2014年 6月 | 同社取締役 (本店営業部長委嘱)   | 2022年 6月 | 当社社外監査役 (現在)            |
| 2015年 6月 | 同社常務取締役 (本店営業部長委嘱) |          |                         |

## 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を有しておられ、これらに基づく経営の監督とチェック機能を果たしていただく観点から、同氏が監査等委員である取締役としても取締役の職務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

4

むら もと ま き お  
村 本 真甲夫 (1962年1月23日生)

所有する当社の株式の数 100 株  
取締役会への出席状況 10 / 10 回  
在任年数 1 年

|    |
|----|
| 新任 |
| 社外 |
| 独立 |

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                                   |          |                    |
|----------|-----------------------------------|----------|--------------------|
| 1984年 4月 | 安田信託銀行（現みずほ信託銀行）株式会社入社            | 2010年 4月 | 同社法人業務部長           |
| 2002年 4月 | みずほアセット信託銀行株式会社個人企画部副部長兼コールセンター所長 | 2011年 4月 | 同社執行役員法人業務部長       |
| 2003年 3月 | みずほ信託銀行株式会社個人企画部副部長兼コールセンター所長     | 2012年 4月 | 同社執行役員大阪支店長        |
| 2005年 4月 | 同社プライベートバンキング企画部副部長               | 2013年 4月 | 同社執行役員福岡支店長        |
| 2006年 3月 | 同社八王子支店長                          | 2014年 4月 | 同社常務執行役員営業担当役員     |
| 2007年10月 | 同社不動産営業第三部長                       | 2016年 4月 | 同社常務執行役員営業部店担当役員   |
|          |                                   | 2017年 4月 | みずほ不動産販売株式会社取締役副社長 |
|          |                                   | 2021年 4月 | 平成ビルディング株式会社取締役社長  |
|          |                                   | 2025年 6月 | 当社社外取締役（現在）        |

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を有しておられ、これらに基づく経営の監督とチェック機能を果たしていただく観点から、同氏が監査等委員である取締役としても取締役の職務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

5

かた くら ち ひろ  
片 倉 千 裕 (1982年9月7日生)

所有する当社の株式の数 0 株  
取締役会への出席状況 - 回  
在任年数 - 年

|    |
|----|
| 新任 |
| 社外 |
| 独立 |

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

|          |                           |          |                     |
|----------|---------------------------|----------|---------------------|
| 2005年 4月 | 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 | 2024年10月 | 片倉公認会計士事務所開設 代表（現在） |
| 2008年 7月 | 公認会計士登録                   | 2025年 6月 | 株式会社ラウンドワン社外取締役（現在） |

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士としての豊富な経験と企業の財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、同氏が監査等委員である取締役としても取締役の職務執行に対する監督機能を発揮いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 片倉千裕氏の戸籍上の氏名は中林千裕であります。
3. 吉松裕子氏、人見浩司氏、村本真甲夫氏、片倉千裕氏は社外取締役候補者であり、また東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員候補者であります。
4. 吉松裕子氏の表中の在任年数は社外監査役としての在任期間（7年）を含んでおります。社外取締役としての在任年数は本総会終結の時をもって4年であります。人見浩司氏の表中の在任年数は、社外監査役としての在任期間であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
- ・当社は吉松裕子氏、人見浩司氏、村本真甲夫氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
  - ・片倉千裕氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

**【ご参考①】 独立社外役員の独立性判断基準**

当社の社外取締役が独立性を有するという場合には、当該社外取締役が以下のいずれにも該当しないこととする。

- ①当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
- ②当社の主要な取引先またはその業務執行者
- ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ④当社の大株主またはその業務執行者
- ⑤最近3年間に於いて①から④のいずれかに該当していた者
- ⑥次のaからcまでのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の二親等内の親族
  - a. ①から⑤までに掲げる者
  - b. 当社の子会社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合には、業務執行者でない取締役を含む。）
  - c. 最近3年間に於いて、bまたは当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合には、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

- (注) 1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、直近事業年度においてその者の年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先」とは、直近事業年度において当社の年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社に行った者をいう。また、主要な取引先が金融機関である場合は、借入残高が直近事業年度末の連結総資産残高の2%以上となる者をいう。
3. 「当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている」とは、直近事業年度において役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円以上の金銭または財産を当社から得ていることをいう。
4. 「大株主」とは、総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

【ご参考②】 スキルマトリックス

第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、役員構成は次のとおりとなります。当社の経営戦略に照らし、取締役各人の知識・経験等を踏まえ、とくに専門性の発揮を期待するスキルは次のとおりであります。

取締役候補者9名のうち、男性7名、女性2名（女性比率22.2%）

|        | 役職              | 【属性】<br>(性別)         | 《企・サ》 | 《経戦》 | 《営戦・グ》 | 《財》 | 《人》 | 《法》 |
|--------|-----------------|----------------------|-------|------|--------|-----|-----|-----|
| 木村 正和  | 代表取締役会長         | (男性)                 | ○     | ○    | ○      | ○   |     | ○   |
| 谷奥 秀実  | 代表取締役<br>社長執行役員 | (男性)                 | ○     | ○    | ○      |     | ○   | ○   |
| 田口 忠夫  | 取締役<br>常務執行役員   | (男性)                 |       | ○    | ○      |     |     |     |
| 吉田 宏二  | 取締役<br>上席執行役員   | (男性)                 |       | ○    |        |     |     |     |
| 澤田 広輔  | 取締役<br>監査等委員    | (男性)                 |       |      |        | ○   | ○   | ○   |
| 吉松 裕子  | 取締役<br>監査等委員    | 【社外】<br>【独立】<br>(女性) |       |      |        |     | ○   | ○   |
| 人見 浩司  | 取締役<br>監査等委員    | 【社外】<br>【独立】<br>(男性) | ○     |      | ○      |     |     | ○   |
| 村本 真甲夫 | 取締役<br>監査等委員    | 【社外】<br>【独立】<br>(男性) | ○     |      |        | ○   |     | ○   |
| 片倉 千裕  | 取締役<br>監査等委員    | 【社外】<br>【独立】<br>(女性) |       |      |        | ○   | ○   | ○   |

(注) 【社外】は社外役員、【独立】は東京証券取引所届出独立役員であります。

《企・サ》企業経営・サステナビリティ 《経戦》経営戦略・事業戦略・デジタル戦略

《営戦・グ》営業戦略・グローバル知見 《財》財務会計

《人》人材開発・ダイバーシティ 《法》法務・コンプライアンス・リスクマネジメント

<各スキルの定義>

|           |                                                                                                               |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企業経営      | 社長等の組織運営を行った経験実績を有すること。また、中長期的な視点に立った組織運営の牽引、および当社事業の持続的な成長に資する戦略の立案・遂行・監督、並びに持続的な企業価値向上に資するステークホルダーとの関係構築を行う |
| サステナビリティ  | 持続的な企業価値向上を目指した当社の事業経営と、持続可能な社会の実現への融合のもと、中長期的視点をもってサステナビリティ関連のリスクと機会の管理・監督を行う                                |
| 経営戦略      | 経営環境の変化を見定め、適切な経営戦略を構築し、中長期的な組織目標を立案・遂行・監督する                                                                  |
| 事業戦略      | 事業環境を踏まえた当社事業ポートフォリオの戦略を構築し、事業部門ごとの目標を立案・遂行・監督する                                                              |
| デジタル戦略    | 競争優位性を築くためのデジタルを活用したビジネスモデル構築・コスト構造改革・技術資産の確立を立案・遂行する                                                         |
| 営業戦略      | 営業目標の達成に責任を持ち、取引先のニーズを的確に捉え、先んじて戦略を構築し、立案・遂行する                                                                |
| グローバル知見   | グローバルな価値観や文化の理解と海外物流に関する知見をもって、海外物流に関する営業戦略を構築し、立案・遂行する                                                       |
| 財務会計      | 経営戦略と連動した会計・財務戦略の遂行・監督、および資本政策を遂行する上でキャッシュフロー思考をもった施策の遂行・監督を行う                                                |
| 人材開発      | 人事制度や労務管理に関する豊富な知識を踏まえた上で、当社の経営戦略・事業戦略に適した人材配置・育成を行う                                                          |
| ダイバーシティ   | 当社の持続的な成長のため、多様な従業員の活躍・成長・エンゲージメントの向上、およびこれらを支援する仕組みづくりを行う                                                    |
| 法務        | 企業統治の仕組みやリスク管理等の法務に関する知見を有し、事業活動を行う上で必要な法令遵守体制の構築・運営・監督を行う                                                    |
| コンプライアンス  | 持続的な企業価値向上を目指す上で、風通しの良い企業風土をつくり、法令・社会規範・企業倫理を踏まえたコンプライアンス体制構築を行う                                              |
| リスクマネジメント | 持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた取組みを行う上で、事業リスクを識別・評価し、リスク管理プロセスを監督する                                                    |

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2017年6月29日開催の第137回定時株主総会において年額160百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の上記報酬等の枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額160百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と定めることといたしたく存じます。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、取締役会の決議によることといたしたく存じます。なお、当社は、監査等委員会設置会社への移行後、後掲のとおり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を取締役会決議により決定することを予定しております。本議案の内容は、当該決定予定の方針にも合致するものであり、さらに、当該決定予定の方針は、客観性・透明性を高めるため、指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経ていることから、相当であると判断しております。

現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を勘案し、年額50百万円以内と定めることといたしたく存じます。また、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。なお、本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬の支給水準、想定しております今後の監査等委員である取締役の員数の動向及び監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の支給対象となる監査等委員である取締役は5名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社は、2022年6月24日開催の第142回定時株主総会において、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をこれまで以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する制度（以下、「本制度」という。）にかかる報酬枠として、金銭報酬額とは別枠にて、年額16百万円以内、株式数の上限を年15千株以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する本制度にかかる上記報酬枠を一部変更し、改めて、第5号議案においてお諮りする金銭報酬等の額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」という。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額16百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定するものであり、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合の0.08%程度と希釈率は軽微であること、本議案の内容は、監査等委員会設置会社への移行後、決定予定の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針にも合致するものであること、及び指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経ていることから、本議案の内容は相当なものであると考えております。

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本議案に基づく決議による報酬等の付与の対象となる取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること及び同議案の決議による定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

## 記

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を

基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数15千株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

<取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）>

1. 取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等および非金銭報酬等を除く。）の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の固定報酬は月例報酬とし、役位により基準額を定め、能力・経験等により基準額の90%～110%の幅を設け、その範囲内で決定するものとする。

2. 業績連動報酬等にかかる業績指標の内容、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、役位により基準額を定め、指標とする事業年度毎の業績（営業収益・利益）、および中期経営計画業績目標（営業収益・利益）に対する達成度等に応じて、基準額の70%～130%の範囲で算出された額を賞与として毎年、事業年度末日後の一定の時期に支給する。

当該指標を選択した理由は、当社の事業活動の結果を業績連動報酬に適切に反映できるものと考えためである。

3. 非金銭報酬等の内容及び当該非金銭報酬等の額若しくは数又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、本号において同じ。）に対し、当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任する日までの一定の譲渡制限期間並びに当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を、毎年、一定の時期に割り当てる。各事業年度において、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額16百万円以内とし、割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を15千株とする。また、個人別の報酬債権金額及び割当株式数の算定方法は、譲渡制限付株式報酬規程に定める。

4. 固定報酬の額、業績連動報酬等の額、および非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

報酬基準額における固定報酬、業績連動報酬および非金銭報酬等の比率水準は、62：33：5とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任

各取締役に対する個人別の報酬等の具体的な内容の決定は、代表取締役である会長と社長に委任する。

委任する権限の内容は、本決定方針に基づく各取締役の固定報酬（月例報酬）額と業績連動報酬（賞与）額および非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の金銭報酬債権額の決定とする。

6. 上記5. の委任を受けた者により権限が適切に行使されるようにするための措置

過半数が社外取締役で構成され、互選で選ばれた独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経て決議される役員報酬の本決定方針において、固定報酬額、業績連動報酬額ともに基準額の何%の範囲内という制限を設け、代表取締役の権限を適切に限定する。

以 上

(ご参考)

## 事業報告サマリー

### 業績ハイライト

| 営業収益        | 営業利益        | 経常利益        | 親会社株主に<br>帰属する当期純利益 |
|-------------|-------------|-------------|---------------------|
| 28,029百万円   | 2,051百万円    | 2,395百万円    | 2,068百万円            |
| 前期比 0.7%増 ▲ | 前期比 6.3%減 ▼ | 前期比 1.6%減 ▼ | 前期比 30.2%増 ▲        |

### 当社の重視する経営指標について

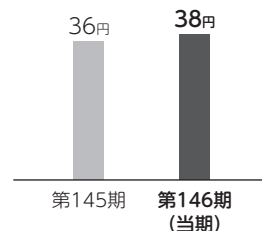
| 営業利益率        | ROE<br>(自己資本利益率) |
|--------------|------------------|
| 7.3%         | 4.4%             |
| 前期比 0.6pt減 ▼ | 前期比 0.9pt増 ▲     |

※ROE=当期純利益÷自己資本

### 配当について

当期の期末配当につきましては、当社普通株式1株につき22円といたしたいと存じます。なお、中間配当金として16円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき38円となり、前期実績に比べ2円の増配となります。

#### 配当金の推移



第8次中期経営計画「NEXT CS-100」を2025年3月17日に開示しております。当社は、2027年10月に100周年を迎えるに当たり、次の100年もお客様・社会に必要とされ、従業員が誇りとやりがいを感じながら働く企業となるべく、企業価値の向上に努めてまいります。当社ウェブサイト <https://www.chuosoko.co.jp/ir/management/midplan/> をご覧ください。

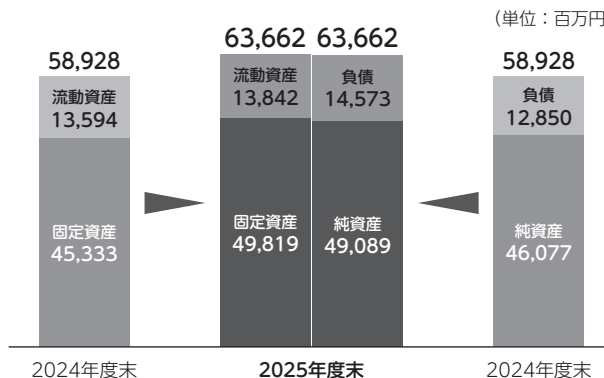
(ご参考)

## 連結計算書類等サマリー

### 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

#### <資産>

総資産は、主に、固定資産の建物及び構築物やリース資産が減少しましたが、愛知県あま市新倉庫建築工事費用等による建設仮勘定が増加したことなどにより、前期比4,734百万円増の63,662百万円となりました。



#### <負債>

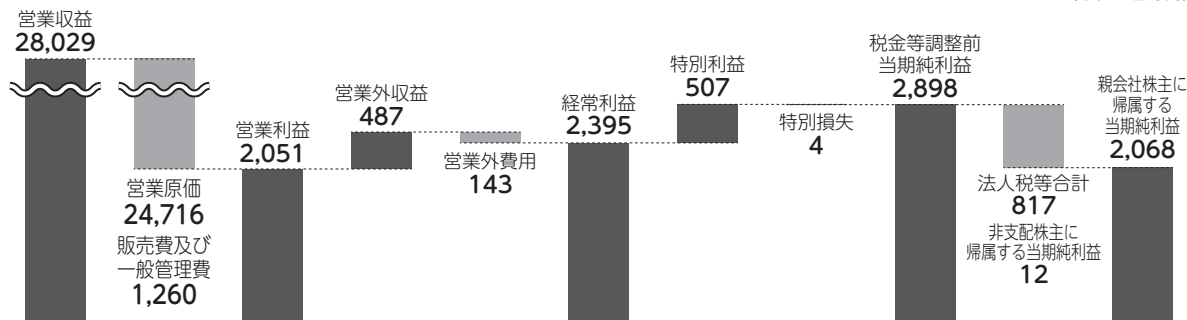
主に、流動負債の未払法人税等や固定負債のリース債務が減少しましたが、固定負債の長期借入金や繰延税金負債が増加したことなどにより、前期比1,722百万円増の14,573百万円となりました。

#### <純資産>

主に、利益剰余金やその他有価証券評価差額金が増加したことなどにより、前期比3,011百万円増の49,089百万円となりました。

### 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)



# 事業報告

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策の影響があるものの企業収益の改善の動きが見られ、雇用・所得環境の向上により個人消費が持ち直すなど、緩やかな回復傾向となりましたが、中東情勢の緊迫化によるエネルギー価格の上昇や資源供給の不確実性など、地政学リスクが顕在化し、予断を許さない状況にあります。

物流業界におきましても、このような経済情勢を受けて、貨物の荷動きは伸び悩み、燃料価格等の事業コストは増加しております。また、トラックドライバー不足や倉庫現場の担い手不足が依然として続いており、人件費の上昇も継続するなど、引き続き厳しい経営環境で推移しております。

このような事業環境のもと、当社グループは2027年10月に創立100周年を迎えるに当たり、次の100年もお客様・社会に必要とされ、従業員が誇りとやりがいを感じながら働く企業となるべく、第8次中期経営計画「NEXT CS-100」を策定し、2025年度はその初年度として各施策を展開してまいりました。

具体的には、愛知県あま市において物流拠点の建築に着手いたしました。また、2025年4月に滋賀支店内に機工課を新設し大型機械や精密機械の運搬・設置等を行う機工（輸送付随業務等）の体制強化を図り、また、リサイクルペット樹脂取扱いのさらなる拡充や汎用樹脂など化学工業原料の輸入取扱いの拡大などに加え、新規取引の開発にも取り組みました。

併せて、業務の効率化や業務品質の向上に継続して取り組み、また、環境に配慮したグリーン経営の推進や、サステナビリティ基本方針に基づきサステナビリティ推進委員会の活動などを通じて持続的な成長と企業価値向上を目指す議論を重ね、サステナビリティを巡る課題に具体的に取り組んでおります。

これらの結果、当連結会計年度の営業収益は、適正料金の収受や新規営業開発に注力したことなどから28,029百万円（前期比0.7%増）、営業利益は、初任給の引き上げやベースアップなどによる人件費やシステム投資等に係る業務委託費などが増加したことから、2,051百万円（前期比6.3%減）となりました。また、経常利益は、受取利息、受取配当金が増加したことなどから、2,395百万円（前期比1.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計上した投資有価証券評価損及び関係会社株式売却損がなくなったこともあり、2,068百万円（前期比30.2%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

① 国内物流事業

倉庫業におきましては、自社倉庫における入出庫高が前期に比し減少した結果、自社倉庫における月末平均保管残高は前期に比し増加しました。一方、再委託先も含めた入庫高は前期に比し減少し、出庫高が増加したことにより、月末平均保管残高は前期に比し減少しました。また、料金価格の適正化に継続して取り組んできました。それらの結果、倉庫業の営業収益は7,872百万円と前期に比し0.4%の増加となりました。

運送業におきましては、トラックドライバー不足の影響が顕在化してきています。また、買い控え等により荷動きが減少したことや、リサイクルペット樹脂の需要減少による影響などもあり、取扱数量は通期で2,096千トンと前期に比し5.3%の減少となり、運送業の営業収益は14,446百万円と前期に比し0.0%の減少となりました。

これらの結果、国内物流事業の営業収益は22,318百万円と前期に比し0.1%の増加となりました。

(イ) 自社倉庫における入出庫および保管残高

| 区分                 | 期間      | 前 期<br>(2024年4月1日～2025年3月31日) |                        | 当 期<br>(2025年4月1日～2026年3月31日) |                        |
|--------------------|---------|-------------------------------|------------------------|-------------------------------|------------------------|
|                    |         | 数 量                           | 金 額                    | 数 量                           | 金 額                    |
| 入 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,122千トン<br>(93)              | 395,730百万円<br>(32,977) | 1,118千トン<br>(93)              | 389,674百万円<br>(32,472) |
| 出 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,119千トン<br>(93)              | 377,743百万円<br>(31,478) | 1,113千トン<br>(92)              | 391,817百万円<br>(32,651) |
| 保管残高               | 期 末     | 228千トン                        | 105,091百万円             | 233千トン                        | 102,947百万円             |
|                    | 月 末 平 均 | 227千トン                        | 94,451百万円              | 233千トン                        | 104,820百万円             |

(ご参考) 自社倉庫および再委託先を含めた入出庫および保管残高

| 区分                 | 期間      | 前 期<br>(2024年4月1日~2025年3月31日) |                        | 当 期<br>(2025年4月1日~2026年3月31日) |                        |
|--------------------|---------|-------------------------------|------------------------|-------------------------------|------------------------|
|                    |         | 数 量                           | 金 額                    | 数 量                           | 金 額                    |
| 入 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,468千トン<br>(122)             | 458,151百万円<br>(38,179) | 1,430千トン<br>(119)             | 452,123百万円<br>(37,676) |
| 出 庫 高<br>( 月 平 均 ) |         | 1,435千トン<br>(119)             | 439,304百万円<br>(36,608) | 1,471千トン<br>(122)             | 454,656百万円<br>(37,888) |
| 保管残高               | 期 末     | 343千トン                        | 121,930百万円             | 302千トン                        | 119,397百万円             |
|                    | 月 末 平 均 | 322千トン                        | 109,369百万円             | 315千トン                        | 121,072百万円             |

(注) 再委託とは、受寄物を自社倉庫以外の他の倉庫業者で保管し荷役させることをいいます。

(ロ) 貨物回転率 (月平均)

| 区分 | 期間 | 前 期<br>(2024年4月1日~2025年3月31日) |         | 当 期<br>(2025年4月1日~2026年3月31日) |         |
|----|----|-------------------------------|---------|-------------------------------|---------|
|    |    | 数 量                           | 金 額     | 数 量                           | 金 額     |
|    |    | 41.1%                         | (37.6%) | 39.8%                         | (38.3%) |
|    |    | 34.1%                         | (34.2%) | 31.1%                         | (31.2%) |

(注) ( ) 内は再委託先を含む数値であります。

(ハ) 倉庫業所管面積

| 区 分     | 前 期 末<br>(2025年3月31日現在) | 当 期 末<br>(2026年3月31日現在) | 前 期 比 増 減        |
|---------|-------------------------|-------------------------|------------------|
| 所 管 面 積 | 271,733㎡<br>(82,199坪)   | 272,828㎡<br>(82,530坪)   | 1,095㎡<br>(331坪) |

(注) 所管面積は倉庫業法に基づく営業倉庫登録面積であります。

| 区 分     | 前 期 末<br>(2025年3月31日現在) | 当 期 末<br>(2026年3月31日現在) | 前 期 比 増 減  |
|---------|-------------------------|-------------------------|------------|
| 貸 庫 面 積 | 27,279㎡<br>(8,252坪)     | 27,279㎡<br>(8,252坪)     | 0㎡<br>(0坪) |

(注) 貸庫面積は物流賃貸面積であります。

## (二) 運送取扱数量

| 区 分                  | 前 期<br>(2024年4月1日~2025年3月31日) | 当 期<br>(2025年4月1日~2026年3月31日) |
|----------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 取 扱 数 量<br>( 月 平 均 ) | 2,214,079トン<br>(184,507)      | 2,096,502トン<br>(174,709)      |

## ② 国際貨物事業

梱包業の取扱数量については、米国の関税政策の影響や、顧客企業の中国での営業展開が進まなかった影響で取扱数量が減少し、125千m<sup>3</sup>と前期に比し2.2%の減少となりました。また、通関業におきましては、汎用樹脂等の輸入手配の新規受注が増加したこともあり輸出入取扱数量は、641千トンと前期に比し4.3%の増加となりました。

これらの結果、国際貨物事業の営業収益は5,350百万円と前期に比し3.0%の増加となりました。

## (イ) 通関業取扱数量

| 区 分                               | 前 期<br>(2024年4月1日~2025年3月31日) | 当 期<br>(2025年4月1日~2026年3月31日) |
|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 輸 入 取 扱 数 量<br>( 月 平 均 )          | 564,502トン<br>(47,042)         | 590,169トン<br>(49,181)         |
| 輸 出 取 扱 数 量<br>( 月 平 均 )          | 50,687トン<br>(4,224)           | 51,482トン<br>(4,290)           |
| 輸 出 入 取 扱 数 量<br>合 計<br>( 月 平 均 ) | 615,189トン<br>(51,266)         | 641,651トン<br>(53,471)         |

## (ロ) 梱包業取扱数量

| 区 分                  | 前 期<br>(2024年4月1日~2025年3月31日)     | 当 期<br>(2025年4月1日~2026年3月31日)     |
|----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 取 扱 数 量<br>( 月 平 均 ) | 128,237m <sup>3</sup><br>(10,686) | 125,372m <sup>3</sup><br>(10,447) |

(注) 梱包業取扱数量は、株式会社テスパックの取扱数量を含んでおります。

③ 不動産賃貸事業

不動産賃貸事業におきましては、京都梅小路地区宿泊施設の賃貸等により、営業収益は360百万円となりました。

なお、物流用途不動産の賃貸につきましては、国内物流事業セグメントに区分しておりません。

企業集団の事業の種類別セグメントの営業収益

(単位 金額：百万円、比率：%)

| 区分       | 前 期<br>(2024年4月1日～2025年3月31日) |       |         | 当 期<br>(2025年4月1日～2026年3月31日) |       |         |
|----------|-------------------------------|-------|---------|-------------------------------|-------|---------|
|          | 金 額                           | 構 成 比 | 前 期 比 額 | 金 額                           | 構 成 比 | 前 期 比 額 |
| 国内物流事業   | 22,290                        | 80.1  | 1,161   | 22,318                        | 79.6  | 27      |
| (内訳) 倉庫業 | 7,840                         |       | 332     | 7,872                         |       | 31      |
| 運送業      | 14,450                        |       | 828     | 14,446                        |       | △4      |
| 国際貨物事業   | 5,192                         | 18.6  | 167     | 5,350                         | 19.1  | 157     |
| 不動産賃貸事業  | 356                           | 1.3   | △0      | 360                           | 1.3   | 3       |
| 計        | 27,840                        | 100.0 | 1,327   | 28,029                        | 100.0 | 189     |

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は3,150百万円で、必要資金は自己資金および長期借入金により賄いました。その主なものは、次のとおりであります。

<当連結会計年度において継続中の主要設備の新設>

当社 名古屋営業所新築工事 倉庫設備の新設 (国内物流事業)

(3) 対処すべき課題

当社は、2025年度から2027年度までを対象期間とする第8次中期経営計画「NEXT CS-100」を策定しております。「Challenge Spirit」の精神のもと、次の100年に向けて高い目標に果敢に挑戦すると共に、コーポレートスローガン・中長期ビジョンの実現を図ってまいります。

当社が考える対処すべき主な課題は以下の5つであります。

### ①高度化する顧客ニーズへの対応と人的資本投資の抜本的強化

物流業界では、顧客ニーズが「作業の請負」から「最適な物流スキームの提案」へと高度化しております。当社においても、サプライチェーン全体を俯瞰し、顧客課題を総合的に解決する能力が求められております。

この課題に対処するため、こうした環境変化を踏まえ、当社は、自社の優位領域を明確化し、中堅営業人材を対象とした研修の充実を図り、かつ専門性の高い営業人材の育成・採用に注力してまいります。また、戦略立案力に優れた人材を営業統括本部に集約し、大口案件ごとに専門チームを編成することで、現場と連携しながら高度な顧客要請に迅速かつ的確に対応できる体制を整備してまいります。

### ②キャッシュ・アロケーション方針の高度化と資本効率の改善

当社は、堅調な業績と安定した財務基盤を維持してきましたが、蓄積した自己資本を成長と企業価値向上に十分結び付けられていないという課題があり、ROEが資本コストのレンジ付近に留まり、PBR1倍を下回り、投資家の皆様の期待に応えることができていない状況が続いていると認識しております。

この課題に対処するため、当社は、キャッシュ・アロケーション方針を明確化し、経営としての意思と優先順位を内外に示すことを重要な施策と位置付けます。重点領域は以下のとおりです。

- ・事業の成長に資する投資：倉庫や設備の更新・増強、特殊運搬車輛への計画的投資
- ・成長を支える人的投資：営業人材の提案力向上、企画系人材の育成・採用、多様な人材が活躍できる職場環境の整備
- ・オペレーション効率向上への投資：物流基幹システムの刷新を軸とした業務プロセスの改革
- ・資本政策：適切な財務基盤を維持しつつ、株主・投資家の期待に応える資本政策の検討と実行

加えて、当社の事業戦略の背景や将来像が伝わるよう、IR資料等の質的向上にも取り組んでまいります。

### ③経営人材の育成とガバナンス体制の高度化

経営環境は急速に変化しており、経営人材には専門性と判断力、そして高い視座が求められております。ガバナンスに対する社会的期待も高まっており、企業として高度な対応が不可欠です。

この課題に対処するため、当社は、経営人材の育成について、社外取締役の知見を活かしつつ、サクセッションプランを着実に推進し、OJTにとどまらない体系的な育成プログラムを展開してまいります。また、監査等委員会設置会社への移行を契機に、組織体制や指示システムのルール見直しを進め、より実効性の高いガバナンス体制を構築してまいります。

### ④一体感を持ったグループとしての強み発揮

顧客要求の高度化や人手不足の恒常化を踏まえ、グループ資源を横断的に活用することは企業価値向上に向けた重要施策となっております。

この課題に対処するため、当社グループでは、経営層による「グループconnection会議」により横断的課題への対応を進めるほか、定期開催の全社会議等を通じてグループ全体の意思統一を図っております。各現場でも、グループメンバーが参画する会議を定期的に開催することや、より実効性のある施策の創出、人材交流を促進してまいります。

### ⑤物流基幹システム基盤の刷新と情報セキュリティ対策強化

顧客への付加価値あるサービス提供が滞らないようにするため、物流基幹システムへの投資は不可避であり、また、これを支える情報セキュリティの強化に取り組まなければなりません。

この課題に対処するため、当社は、当社独自のソフトウェア資産の継続活用と新しい技術/方式を活用できる新しいプラットフォームへの移行に向けての準備フェーズとして、移行計画を進めております。今後、設計開発を踏まえて、導入～テスト～移行を実施していく予定です。あわせて、プロジェクトを完遂するためのシステムエンジニアの強化及び人材育成に力を入れてまいります。

また、サイバーセキュリティリスクに対する危機管理として、当社全拠点のITインフラ（ネットワーク機器、サーバー、パソコン等）へ最新の対策ソフトを導入して、監視システムの強化を施し、今後のサプライチェーン強化に向けて高度なセキュリティ対策の構築を推進してまいります。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

| 区分 \ 期別             | 2022年度<br>第 143 期 | 2023年度<br>第 144 期 | 2024年度<br>第 145 期 | 2025年度<br>(当連結会計年度)<br>第 146 期 |
|---------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 営業収益                | 25,869            | 26,512            | 27,840            | 28,029                         |
| 経常利益                | 2,434             | 2,229             | 2,433             | 2,395                          |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 1,708             | 1,698             | 1,588             | 2,068                          |
| 1株当たり当期純利益          | 90円00銭            | 89円43銭            | 84円50銭            | 113円27銭                        |
| 総資産                 | 56,159            | 58,016            | 58,928            | 63,662                         |
| 純資産                 | 42,830            | 45,601            | 46,077            | 49,089                         |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。  
2. 第144期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第143期に係る数値においては、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させております。

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社の状況

当社には該当する親会社はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会社名          | 資本金      | 当社の出資比率 | 主要な事業内容            |
|--------------|----------|---------|--------------------|
| 中倉陸運株式会社     | 30,000千円 | 86.0%   | 貨物自動車運送業           |
| 中央倉庫ワークス株式会社 | 20,000千円 | 100.0%  | 倉庫等における荷役等の請負業     |
| 株式会社テスパック    | 10,000千円 | 100.0%  | 梱包、梱包資材製造販売、通関手続代行 |

##### ③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は上記の重要な子会社の状況に記載の3社であります。

当期の当社グループの営業収益は28,029,329千円（前期比0.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,068,260千円（前期比30.2%増）であります。

(6) 主要な事業内容

国内物流事業：倉庫業・貨物利用運送業・貨物自動車運送業

国際貨物事業：梱包業・通関業

不動産賃貸事業：不動産賃貸業

(7) 主要な営業所

① 当社

本社

京都市下京区朱雀内畑町41番地

支店

京都支店 (京都市下京区)

大阪支店 (大阪府茨木市)

名古屋支店 (愛知県小牧市)

岡山支店 (岡山県倉敷市)

滋賀支店 (滋賀県栗東市)

東京支店 (埼玉県加須市)

北陸支店 (石川県金沢市)

営業所

梅小路営業所 (京都市下京区)

京都PDセンター (京都府久世郡)

滋賀PDセンター (滋賀県栗東市)

大津営業所 (滋賀県大津市)

ビジネスサポート大阪店 (大阪府茨木市)

茨城営業所 (茨城県猿島郡)

ビジネスサポート東京店 (東京都江東区)

愛岐営業所 (愛知県江南市)

ビジネスサポート浜松出張所 (静岡県浜松市)

小松営業所 (石川県小松市)

福井営業所 (福井県福井市)

城南営業所 (京都市伏見区)

ビジネスサポート京都店 (京都市中京区)

湖東PDセンター (滋賀県蒲生郡)

大阪営業所 (大阪府茨木市)

埼玉営業所 (埼玉県加須市)

東京営業所 (東京都江東区)

小牧営業所 (愛知県小牧市)

浜松営業所 (静岡県浜松市)

金沢営業所 (石川県金沢市)

富山営業所 (富山県射水市)

倉敷営業所 (岡山県倉敷市)

国際梱包事業部

京都PD国際梱包課 (京都府久世郡)

国際通関部

大阪国際貨物営業所 (大阪府中央区)

滋賀PD梱包事業所 (滋賀県栗東市)

東京国際貨物営業所 (東京都江東区)

② 子会社

中倉陸運株式会社

中央倉庫ワークス株式会社

株式会社テスパック

本社 (京都市下京区) 他 14営業所

本社 (京都市下京区) 他 22事業所

本社 (京都市伏見区) 他 3事業所

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分           | 従 業 員 数    | 前 期 末 比 増 減 |
|---------------|------------|-------------|
| 国 内 物 流 事 業   | 544名〔183名〕 | 4名          |
| 国 際 貨 物 事 業   | 108名〔43名〕  | 6名          |
| 不 動 産 賃 貸 事 業 | 0名〔0名〕     | 0名          |
| 全 社 ( 共 通 )   | 55名〔10名〕   | 1名          |
| 合 計           | 707名〔236名〕 | 11名         |

- (注) 1.従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2.不動産賃貸事業につきましては、全社区分の従業員が兼務して管理しているため、不動産賃貸事業単独としての人員数は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数    | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-------------|---------|-------------|
| 258名〔107名〕 | 5名          | 41歳5ヵ月  | 15年11ヵ月     |

- (注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況

| 借 入 先                 | 借 入 額    |
|-----------------------|----------|
| 株 式 会 社 京 都 銀 行       | 1,613百万円 |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 1,594    |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行       | 1,418    |
| み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 1,380    |

- (注) 1.株式会社京都銀行の借入額には、社債（私募債）の未償還額100百万円を含んでおります。  
2.株式会社滋賀銀行の借入額には、社債（私募債）の未償還額50百万円を含んでおります。

- (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項  
特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 19,064,897株 (うち自己株式数1,150,155株)  
 (3) 単元株式数 100株  
 (4) 株主数 14,109名  
 (5) 大株主 (上位10名)

| 株主名                      | 持株数   | 持株比率  |
|--------------------------|-------|-------|
| 株式会社京都銀行                 | 850千株 | 4.74% |
| 株式会社滋賀銀行                 | 820   | 4.57  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 814   | 4.54  |
| 安田倉庫株式会社                 | 800   | 4.46  |
| 日本生命保険相互会社               | 664   | 3.70  |
| 株式会社三菱UFJ銀行              | 644   | 3.60  |
| みずほ信託銀行株式会社              | 588   | 3.28  |
| 戸田建設株式会社                 | 545   | 3.04  |
| 京都中央信用金庫                 | 515   | 2.87  |
| 中央倉庫従業員持株会               | 407   | 2.27  |

- (注) 1. 持株数の千株未満は切捨てております。  
 2. 当社は、自己株式を1,150,155株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

|                | 株式数    | 交付対象者 |
|----------------|--------|-------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 5,659株 | 4名    |

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. (4) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

| 氏名    | 地位および担当            | 重要な兼職の状況         |
|-------|--------------------|------------------|
| 木村正和  | 代表取締役（会長）          |                  |
| 谷奥秀実  | 代表取締役（社長執行役員）      |                  |
| 田口忠夫  | 取締役（常務執行役員営業統括本部長） | (株)テスパック 代表取締役社長 |
| 吉田宏二  | 取締役（上席執行役員企画管理本部長） |                  |
| 吉松裕子  | 取締役                | 弁護士              |
| 村本真甲夫 | 取締役                |                  |
| 澤田広輔  | 監査役（常勤）            |                  |
| 岡一之   | 監査役                |                  |
| 藤本真人  | 監査役                | 公認会計士            |
| 人見浩司  | 監査役                | 京友商事(株) 代表取締役会長  |

- (注) 1. 取締役吉松裕子氏および村本真甲夫氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役藤本真人氏および人見浩司氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役吉松裕子氏および村本真甲夫氏、監査役藤本真人氏および人見浩司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役藤本真人氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。

(ご参考) 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。  
(2026年4月1日現在)

| 地 位         | 氏 名     | 担 当                     |
|-------------|---------|-------------------------|
| 上 席 執 行 役 員 | 糟 野 庸 也 | 営業統括本部営業部長              |
| 執 行 役 員     | 澤 村 真 司 | 営業統括本部副本部長兼運輸担当部長       |
| 執 行 役 員     | 太 田 直 樹 | 京都支店長兼営業統括本部倉庫担当部長      |
| 執 行 役 員     | 中 村 久 弥 | 国際梱包事業部長兼営業統括本部国際貨物担当部長 |
| 執 行 役 員     | 西 口 豊 彦 | 滋賀支店長                   |
| 執 行 役 員     | 渡 部 幹 夫 | 業務部長                    |
| 執 行 役 員     | 林 慎 也   | 情報システム部長                |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役2名および社外監査役2名は、当社との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度額までと限定する契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因する損害賠償請求による被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補の対象としております。当該保険契約の被保険者は取締役および監査役であり、当該保険の保険料につきましては、取締役会の承認を踏まえ、当社負担としております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については填補の対象外としております。

## (4) 当該事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めており、決定方針の決定方法は、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会において審議し、その結果を尊重し代表取締役が取締役会に提議し、取締役会において審議・決議しております。その概要は、取締役の報酬等は当社が持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たしていくために、個々の取締役がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能とする内容のものとし、その報酬等の内容は月例報酬と業績連動報酬および非金銭報酬等（当社譲渡制限付株式）で構成されます。当社の取締役の固定報酬は月例報酬とし、役位により基準額を定め、能力・経験等に

より基準額の90%～110%の幅を設け、その範囲内で決定いたします。業績連動報酬は、役位により基準額を定め、指標とする事業年度毎の業績（営業収益・利益）、および中期経営計画業績目標（営業収益・利益）に対する達成度等に応じて、基準額の70%～130%の範囲で算出された額を賞与として毎年、事業年度末日後の一定の時期に支給いたします。当該指標を選択した理由は、当社の事業活動の結果を業績連動報酬に適切に反映できるものと考えためであります。また、固定報酬の額および業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、報酬基準額における65%が固定報酬、35%が業績連動報酬とします。非金銭報酬等（当社譲渡制限付株式）は、当社の取締役の地位を退任する日までの一定の譲渡制限期間並びに当社による無償取得事由等のために服する当社株式を割り当てます。当事業年度における交付状況は、「2. (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

#### ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役および監査役の金銭報酬等の額は、2017年6月29日開催の第137回定時株主総会（当時の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名）において取締役の報酬等の額を年額160百万円以内（うち社外取締役分年額15百万円以内）、監査役の報酬等の額を年額30百万円以内と決議いただいております。なお、取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含めないものとしております。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月24日開催の第142回定時株主総会（当時の取締役の員数は6名、監査役の員数は4名）において株式報酬の額として年額16百万円以内、株式数の上限を年15千株以内（社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。

#### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しております。委任する権限の内容は、決定方針に基づく各取締役の固定報酬（月例報酬）額と業績連動報酬（賞与）額および非金銭報酬等（当社譲渡制限付株式）の金銭報酬債権額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、代表取締役が個々の取締役の能力・経験等を把握・理解しており、個々の取締役が意欲的に職責を果たしたことを、より適切に報酬等に反映できるものと考えためであります。当社は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成され社外取締役が委員長を務める指名・報酬・ガバナンス委員会の審議を経て決議された決定方針において、固定報酬額、業績連動報酬額ともに基準額の何%の範囲内という制限を設け、代表取締役の権限を適切に限定しております。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額(千円)     |               |              | 対象となる役員<br>の員数(人) |
|------------------|---------------------|--------------------|---------------|--------------|-------------------|
|                  |                     | 固定報酬               | 業績連動<br>報酬    | 非金銭報酬<br>等   |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 128,998<br>(7,200)  | 78,900<br>(7,200)  | 42,000<br>(-) | 8,098<br>(-) | 7<br>(3)          |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 21,000<br>(7,200)   | 21,000<br>(7,200)  | -<br>(-)      | -<br>(-)     | 5<br>(2)          |
| 合計総額<br>(うち社外役員) | 149,998<br>(14,400) | 99,900<br>(14,400) | 42,000<br>(-) | 8,098<br>(-) | 12<br>(5)         |

(注) 当事業年度末現在の取締役は6名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(うち社外監査役は2名)であります。上記の取締役及び監査役の支給人員と相違しておりますのは、2025年6月24日開催の第145回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれているためであります。

⑤当該業績連動報酬等の算定に用いる業績指標に関する実績は以下のとおりであります。

|      | 2024年度実績<br>(百万円) | 2025年度実績<br>(百万円) | 前期比(%) |      | 中期経営計画の当該事業<br>年度の業績目標値比(%) |
|------|-------------------|-------------------|--------|------|-----------------------------|
| 営業収益 | 27,840            | 28,029            | 100.7  | 営業収益 | 98.3                        |
| 経常利益 | 2,433             | 2,395             | 98.4   | 営業利益 | 91.2                        |

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 吉松 裕子

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地から発言を行うことや、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会7回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。
- エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

② 取締役 村本 真甲夫

- ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。
- ウ. 当事業年度における主な活動状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要  
2025年6月24日就任以降の当事業年度開催の取締役会10回全てに出席し、経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、2025年6月24日就任以降の当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会6回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。
- エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

③ 監査役 藤本 真人

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会7回全てに出席し、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

④ 監査役 人見 浩司

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
京友商事株式会社の代表取締役会長を兼務しておりますが、同社と当社の間には、特別な関係はありません。

イ. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または業務執行者でない役員との親族関係  
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会15回全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を活かした発言を行っております。また、当事業年度に開催された指名・報酬・ガバナンス委員会7回全てに出席し、委員長として、業務執行を行う経営陣から独立性を確保し、コーポレートガバナンスに関する決定プロセスの客観性・透明性の向上を図り、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針等の審議およびそれらの運営状況の監督を行っております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 【ご参考】 コーポレートガバナンス

### 1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「誠実」「進歩」「挑戦」の企業理念、コーポレート・スローガン「未来を預かる、未来を運ぶ」にもとづき、倉庫業を核として経済活動に不可欠な公共性の高い総合物流事業を営んでおります。その事業の性格から中長期的な観点により、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に努めております。

また、当社は、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであるコーポレートガバナンスを適切に実践し、当社、投資家ひいては経済全体の発展にも貢献することを目指しております。そのためのコーポレートガバナンスに関する当社の基本方針は、次に掲げるとおりです。

- ①株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主の実質的な平等性を確保します。
- ②当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- ③当社の財務情報や非財務情報について、適時・適切に主体的に開示を行い、透明性を確保します。
- ④取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率の改善を図ります。
- ⑤当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、合理的な範囲で株主との建設的な対話を行います。

### 2. 社外役員の役割と機能

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するよう、また、高度な経営の監督を図るべく、役割・責任を果たす資質を十分に備えた独立社外取締役を2名以上かつ3分の1以上選任しております。また、社外取締役および社外監査役と代表取締役で構成される指名・報酬・ガバナンス委員会を設置し、その委員長には社外取締役が互選で就任し、定期的な会合をおこない客観的な立場にもとづく情報交換・認識共有を図り、当社コーポレートガバナンスに係る重要な事項を審議しております。

同委員会においては、当社コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針、経営陣幹部の選解任および取締役の選任ならびに報酬を決定するに当たっての方針と手続等を始め、株式会社東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードに規定される各原則に係る基本的な方針等の審議およびそれらの運営状況の監督の役割と機能を担っております。また、社外役員が夫々の高度専門的分野における見地から経営の意思決定の適正性の確保のため適切な助言をおこなっております。

## 4. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称  
有限責任監査法人トーマツ
- (2) 責任限定契約の内容の概要  
該当事項はありません。
- (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
  - ① 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 37百万円
  - ② 上記①の合計額のうち、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額 37百万円
  - ③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額 37百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、③の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由  
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難である場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任することといたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう時機を捉えた的確な資本政策を遂行するとともに、配当政策につきましては、事業の性格を踏まえ適切な財務体質を維持しつつ、株主利益を重視した配分を基本方針としております。

この方針のもと、2025年度から開始した第8次中期経営計画では、当期及び今後の連結業績、財務面での健全性等を踏まえたうえで、前年度の配当額を維持または増配する、累進配当を実施してまいります。引き続き、業績目標を達成していくことにより、株主の皆様のご期待にお応えできるよう努めてまいります。また、株主優待制度を引き続き行うこととし、株主共同利益の確保のため、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収への対応方針）を継続いたします。

### 【ご参考】 政策保有株式の縮減に向けた取組み

当社は、倉庫業を核とする総合物流事業を展開し、その持続的な成長と中長期的な事業基盤拡充のため、政策保有株式として株式を保有する場合があります。当社は、すべての政策保有株式について、政策目的に対する定性的な評価や資本コストによる定量的な評価等にもとづいて検証を行い、個別に保有の相当性について判断を行います。その結果、保有の合理性が乏しいと判断する場合は、株式市場の動向やその他の事情を勘案して適切な時機に売却します。

2026年3月末保有の上場株式について個別に検証を実施した結果、すべての銘柄について保有の合理性を確認しました。2025年度は、政策保有上場株式の縮減に向けた議論を進め、縮減可能な3銘柄を選定し一部を売却しました。前期末の保有金額11,150百万円に対して、当期末までに約568百万円分の売却を実施しました。一方で、保有株式の時価上昇もあり、当期末の保有金額は14,597百万円となり、純資産に対する政策保有上場株式の比率は31.4%となっております。なお、引き続き政策保有株式の縮減を進めてまいります。

## 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>13,842,904</b> | <b>流動負債</b>    | <b>7,027,930</b>  |
| 現金及び預金          | 8,880,384         | 営業未払金          | 1,835,731         |
| 受取手形            | 178,588           | 短期借入金          | 2,900,000         |
| 営業未収入金          | 4,404,837         | 一年内返済予定の長期借入金  | 598,076           |
| 貯蔵品             | 35,842            | リース債務          | 40,184            |
| その他             | 345,085           | 未払法人税等         | 336,589           |
| 貸倒引当金           | △1,833            | 賞与引当金          | 402,524           |
|                 |                   | 役員賞与引当金        | 47,100            |
|                 |                   | その他            | 867,726           |
| <b>固定資産</b>     | <b>49,819,813</b> | <b>固定負債</b>    | <b>7,545,334</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>33,124,282</b> | 社債             | 130,000           |
| 建物及び構築物         | 16,127,962        | 長期借入金          | 3,536,986         |
| 機械装置及び運搬具       | 825,216           | リース債務          | 130,978           |
| 土地              | 13,519,390        | 繰延税金負債         | 3,169,679         |
| リース資産           | 161,420           | 退職給付に係る負債      | 161,407           |
| 建設仮勘定           | 2,372,866         | その他            | 416,282           |
| その他             | 117,425           |                |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>137,457</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>14,573,264</b> |
| のれん             | 22,144            |                |                   |
| その他             | 115,312           | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>16,558,073</b> | <b>株主資本</b>    | <b>40,602,372</b> |
| 投資有価証券          | 15,461,562        | 資本金            | 2,734,294         |
| 繰延税金資産          | 3,596             | 資本剰余金          | 2,268,585         |
| 退職給付に係る資産       | 611,320           | 利益剰余金          | 37,272,782        |
| その他             | 484,151           | 自己株式           | △1,673,289        |
| 貸倒引当金           | △2,557            | その他の包括利益累計額    | 8,188,521         |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 7,781,287         |
|                 |                   | 為替換算調整勘定       | 35,219            |
|                 |                   | 退職給付に係る調整累計額   | 372,013           |
|                 |                   | <b>非支配株主持分</b> | <b>298,559</b>    |
| <b>資産合計</b>     | <b>63,662,718</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>49,089,453</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>63,662,718</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

( 自 2025年 4月 1日 )  
( 至 2026年 3月 31日 )

(単位：千円)

| 科 目                           | 金       | 額          |
|-------------------------------|---------|------------|
| 営 業 収 益                       |         | 28,029,329 |
| 営 業 原 価                       |         | 24,716,800 |
| 営 業 総 利 益                     |         | 3,312,528  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |         | 1,260,744  |
| 営 業 利 益                       |         | 2,051,784  |
| 営 業 外 収 益                     |         |            |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金         | 385,580 |            |
| そ の 他                         | 101,971 | 487,551    |
| 営 業 外 費 用                     |         |            |
| 支 払 利 息                       | 107,036 |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失           | 7,994   |            |
| そ の 他                         | 28,749  | 143,780    |
| 経 常 利 益                       |         | 2,395,556  |
| 特 別 利 益                       |         |            |
| 固 定 資 産 売 却 益                 | 1,252   |            |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益             | 506,211 | 507,463    |
| 特 別 損 失                       |         |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損               | 4,961   | 4,961      |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |         | 2,898,058  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税       | 793,009 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 24,535  | 817,545    |
| 当 期 純 利 益                     |         | 2,080,513  |
| 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 12,253     |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |         | 2,068,260  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>12,125,011</b> | <b>流動負債</b>    | <b>6,885,071</b>  |
| 現金及び預金          | 7,304,104         | 営業未払金          | 2,103,873         |
| 受取手形            | 178,277           | 短期借入金          | 2,900,000         |
| 営業未収入金          | 4,299,774         | 一年内返済予定の長期借入金  | 579,500           |
| 貯蔵品             | 19,841            | リース債務          | 40,184            |
| 前払費用            | 79,757            | 未払金            | 257,872           |
| その他             | 244,456           | 未払費用           | 112,056           |
| 貸倒引当金           | △1,200            | 未払法人税等         | 325,835           |
| <b>固定資産</b>     | <b>48,533,770</b> | 賞与引当金          | 237,000           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>32,057,253</b> | 役員賞与引当金        | 42,000            |
| 建物              | 15,534,322        | その他            | 286,748           |
| 構築物             | 523,409           | <b>固定負債</b>    | <b>7,204,995</b>  |
| 機械装置            | 205,134           | 長期借入金          | 3,477,750         |
| 車両運搬具           | 154,352           | リース債務          | 130,978           |
| 工具、器具及び備品       | 115,638           | 繰延税金負債         | 3,020,297         |
| 土地              | 12,990,109        | 退職給付引当金        | 129,686           |
| リース資産           | 161,420           | その他            | 446,282           |
| 建設仮勘定           | 2,372,866         | <b>負債合計</b>    | <b>14,090,066</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>97,460</b>     | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| ソフトウェア          | 75,179            | <b>株主資本</b>    | <b>38,817,724</b> |
| 電話加入権           | 22,281            | 資本金            | 2,734,294         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>16,379,056</b> | 資本剰余金          | 2,268,585         |
| 投資有価証券          | 15,272,221        | 資本準備金          | 2,263,807         |
| 関係会社株式          | 688,158           | その他資本剰余金       | 4,777             |
| 関係会社出資金         | 28,251            | <b>利益剰余金</b>   | <b>35,488,134</b> |
| 差入保証金           | 171,625           | 利益準備金          | 442,207           |
| 前払年金費用          | 51,982            | その他利益剰余金       | 35,045,927        |
| その他             | 168,236           | 圧縮記帳積立金        | 1,364,413         |
| 貸倒引当金           | △1,419            | 配当積立金          | 1,031,000         |
| <b>資産合計</b>     | <b>60,658,781</b> | 別途積立金          | 21,410,000        |
|                 |                   | 繰越利益剰余金        | 11,240,513        |
|                 |                   | <b>自己株式</b>    | <b>△1,673,289</b> |
|                 |                   | 評価・換算差額等       | 7,750,990         |
|                 |                   | その他有価証券評価差額金   | 7,750,990         |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>46,568,715</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>60,658,781</b> |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

## 損益計算書

( 自 2025年4月1日 )  
( 至 2026年3月31日 )

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        | 金 額        |
|--------------|------------|------------|
| 営 業 収 益      |            |            |
| 倉庫保管料        | 4,889,409  |            |
| 倉庫荷役料        | 2,594,477  |            |
| 物流施設賃貸収入     | 422,812    |            |
| 運送収入         | 14,446,958 |            |
| 梱包料          | 1,308,853  |            |
| 通関料          | 3,357,678  |            |
| 不動産賃貸収入      | 360,495    | 27,380,685 |
| 営 業 原 価      |            | 24,425,475 |
| 営 業 総 利 益    |            | 2,955,209  |
| 販売費及び一般管理費   |            | 1,083,363  |
| 営 業 利 益      |            | 1,871,846  |
| 営 業 外 収 益    |            |            |
| 受取利息及び受取配当金  | 388,323    |            |
| その他          | 103,395    | 491,718    |
| 営 業 外 費 用    |            |            |
| 支払利息         | 105,484    |            |
| その他          | 22,786     | 128,270    |
| 経 常 利 益      |            | 2,235,294  |
| 特 別 利 益      |            |            |
| 固定資産売却益      | 524        |            |
| 投資有価証券売却益    | 506,211    | 506,736    |
| 特 別 損 失      |            |            |
| 固定資産除売却損     | 2,041      | 2,041      |
| 税引前当期純利益     |            | 2,739,989  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 732,663    |            |
| 法人税等調整額      | 9,562      | 742,225    |
| 当 期 純 利 益    |            | 1,997,763  |

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 中央倉庫  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 宏和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西原 大祐

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社中央倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 中央倉庫  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
京都事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三浦 宏和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西原 大祐

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中央倉庫の2025年4月1日から2026年3月31日までの第146期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第146期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役、使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社 中央倉庫 監査役会

監査役(常勤) 澤 田 広 輔 ㊟

監 査 役 岡 一 之 ㊟

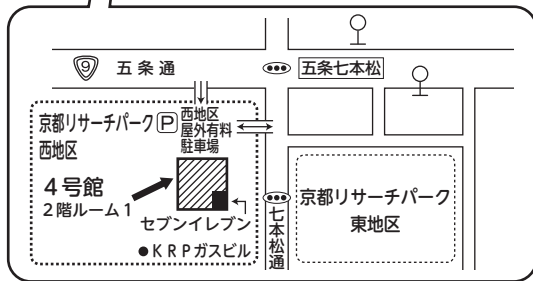
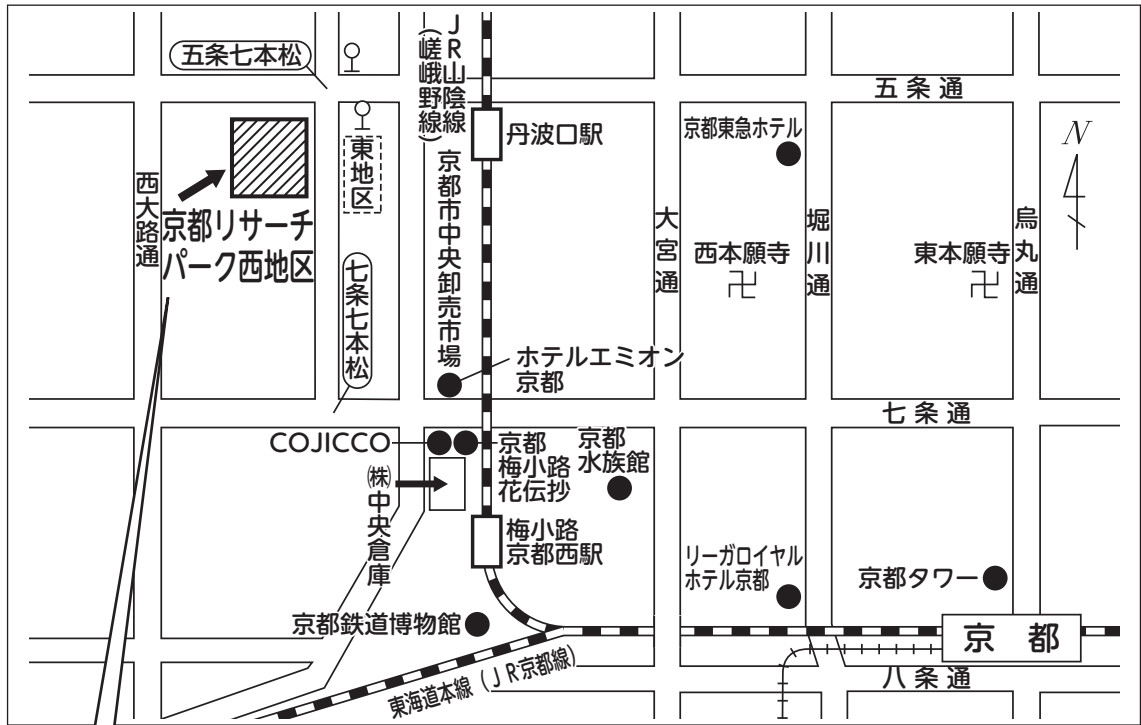
監 査 役 藤 本 眞 人 ㊟

監 査 役 人 見 浩 司 ㊟

(注) 監査役藤本真人及び監査役人見浩司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株主総会会場ご案内図

会場：京都市下京区中堂寺栗田町93  
 京都リサーチパーク 西地区4号館2階 ルーム1



- 株主総会当日に、車椅子等にてご来場の株主様で、スタッフのサポートが必要な方は、スタッフにお声かけください。
- ご来場の株主様へのお土産の配布はございません。

## <公共交通機関のご利用案内>

J R 嵯峨野線

|      |                       |                      |
|------|-----------------------|----------------------|
| 丹波口駅 | 徒歩                    | 約5分                  |
|      | タクシー                  | 約10分                 |
| 京都駅  | 市バス<br>(市バス乗り場C5)     | 23系統<br>75系統<br>約15分 |
|      | 京都リサーチパーク前下車<br>徒歩約5分 |                      |



見やすいユニバーサルデザイン  
 フォントを採用しています。